

令和2年度京都府防災会議（書面開催） 委員意見及び事務局回答

	委員	意見	事務局回答
1	<p>余田委員 （京都府災害ボランティアセンター代表）</p>	<p>各計画に掲げる防災、減災の各種取組が実効性のあるものになるためには、地域住民の繋がりを基礎とした地域力を平常時から高めておくことが重要。</p> <p>府内の全市町村にある社会福祉協議会や社会福祉施設等の住民向け事業活動は、その地域力を培う取組みでもあり、発災時には地域の貴重な社会資源として積極的な活動展開が期待できる。そのためにも、市町村災害ボランティアセンターや福祉避難所などの機能も併せ持つ社会福祉協議会や社会福祉施設を各計画に積極的に位置づけてはどうか。</p> <p>また、全ての府民が日頃から「命を守るための行動」を考え、発災時に適切な避難行動を取れることが重要。特に避難行動要支援者への実際の声かけや避難支援は、同じ地域で暮らす民生児童委員や各種福祉相談員が担うことが多く、その活動が人的被害の規模を左右することも考えられる。そのためにも、地域の貴重な人的社会資源として、民生児童委員や各種福祉相談員を各計画に積極的に位置づけてはどうか。</p>	<p>お尋ねの点については、例えば、府地域防災計画一般計画編第3編災害応急対策計画第35章に、災害発生時の避難行動要支援者の安否確認において、社会福祉協議会等（以下、協議会）を位置づけているところ。</p> <p>その上で、社会福祉施設を運営する法人には、改正社会福祉法で地域社会貢献の義務が明記されたため、常設の府災害ボランティアセンターはもとより、市町村災害ボランティアセンターでも常設化が進むなか、各地の協議会の組織力が災害対応を左右するのが実情であると思われる。</p> <p>また、民生児童委員のなり手が減少する中、負担増を避けなければならないが、災害時に消防団・自治会役員と並んで住民の手助けにあたるのが民生児童委員と考えている。民生児童委員や各種福祉相談員については、人的社会資源としての役割は認識しており、災害ボランティア活動等の中核を担うことを想定しているため、御意見を踏まえた上で、今後の地域防災計画において、さらに具体的に位置づけていきたいので、ご協力をお願いしたい。</p>

	委員	意見	事務局回答
2	<p>上野委員 （一般社団法人 京都府老人福祉施設協議会副会長）</p>	<p>補足資料 p2 の資料 5 に「・・・避難所運営に係る対策について検討しているところ」と記載がある。この点に関して、府内市町村の避難所運営において以下の項目について、府として取組や進捗状況などを説明してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症防止のための具体的な手順、3密回避の対策（例えば避難所の増設など）はあるか。</li> <li>・クラスターを含む感染者が発生した際の、保健所や病院などとの連携・協働体制の整備は行っているか。また、避難所を利用する重症化リスクが高いとされている高齢者、妊婦等に対する具体的な措置はしているか。</li> <li>・住民への周知方法や周知の浸透度合いは分かるか。</li> </ul>	<p>御指摘の点は、資料6の国の通知を受け、本府としましては、市町村における避難所の感染拡大防止を進めるために「京都府避難所における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル作成指針」を策定し、説明会を開催して各市町村に周知したところです。具体的には次のとおりです。</p> <p>①感染症防止のための具体的な手順、3密回避の対策について 可能な限り多くの避難を開設いただくよう市町村に対し、指定避難所以外の避難所（ホテル・旅館等を含む）を選定・確保することや、個室を確保するための空き教室の活用、確保できない場合のパーティションやテント等の活用を促している。なお、府としても、市町村が3密対策として行うホテル、旅館の借上げ経費、パーティションやテント等の購入経費等を補助する避難所等確保緊急促進事業費補助金を創設し、支援している。</p> <p>②感染者が発生した際の、保健所や病院などとの連携・協働体制 避難者の健康管理方法の検討として事前に市町村の保健福祉部局及び医療関係者と適切な対応を協議し、例えば保健所から発熱や咳等の体調不良者を迅速に搬送するなどをマニュアルに記載しており、市町村防災部局及び府保健所へこの旨周知している。これを受けて、福知山市や南丹市等では、府保健所と連携して訓練を行うなどにより、連携・協働体制を整備しているところ。また、高齢者や妊婦等についても、必要に応じて福祉避難所へ移送するなどの対応も盛り込んでおり、それらの方々については、国からホテル・旅館への避難を優先的に行うよう通知されていることから、府としてもそのような方々が躊躇なく安心して避難できるよう、先述の補助金を創設したところ。</p> <p>③住民への周知方法や周知の浸透度合い ・災害時の避難の原則は、命を守る行動を取ることが最優先であるということ ・ハザードマップ等を確認の上、自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること ・指定避難所、一時避難所、親戚・友人宅等、避難先の検討、食料、飲料水、生活必需品の他、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計等を可能な限り持参することなどを府民へ周知するよう促している。府としても京都府民へ全戸配布される「府民だより」6月号やホームページ、ラジオやテレビの広報番組を通じて、全府民へ可能な限りお知らせしている。</p>

	委員	意見	事務局回答
3	内藤委員 (大阪管区気象台 京都地方気象台長)	府の地域防災計画において、気象庁の対応の変更を反映してほしい。特に気象予警報の表記や伝達経路などが、5月時点で改正されたため、必要に応じて加除修正していただきたい。	次回の防災会議に向け改定する。